

令和4年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書

令和4年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和5年10月

三重県監査委員

# 令和4年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書

## 概要説明

令和4年度の企業庁関係の決算審査につきましては、去る9月8日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

### 第1 審査の概要（意見書 1頁）

審査の対象は、企業庁が経営する令和4年度の三重県水道事業、工業用水道事業及び電気事業の3事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (3) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (4) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、各会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

### 第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

#### 1 審査の結果（意見書 2頁）

「審査の結果」につきましては、「第1 審査の概要」のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に行われていましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

## 2 審査の意見（意見書 2頁）

### (1) 持続可能な事業経営について（意見書 2頁）

水道事業及び工業用水道事業においては、「三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）」並びに水道施設及び工業用水道施設の改良計画（以下「経営計画等」という。）を近年の全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を踏まえて令和4年3月に改定し、これにより主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新に加え、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策に取り組んでいます。

しかしながら、近年の電気料金の高騰等により営業費用は増大し、令和4年度の純利益は、水道事業では令和3年度の約3億9,491万円から約7,111万円に、工業用水道事業では同じく約3億8,934万円から約9,040万円に、それぞれ大幅な減少となり、令和5年度予算では純損失を計上するなど、経営環境は厳しさを増す状況となっています。

今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、引き続き経営計画等に基づき、耐震化、老朽化対策、風水害対策等に取り組むとともに、エネルギー価格の動向や脱炭素化の進展等の環境変化を踏まえ、効率的な経営の下での公正で妥当な料金の設定、さらには将来の水需要に応じた施設規模や配置の適正化の検討に取り組むことにより、健全な事業経営の確保に努められたい、と意見しています。

### (2) RDF焼却・発電事業の終了と今後の課題について（意見書 2頁）

RDF焼却・発電事業については、RDF焼却・発電施設撤去工事を令和5年3月10日に完了したことから、それらの費用の事業収支への反映や県議会を始めとした関係者からの意見等を踏まえ、「RDF焼却・発電事業の総括」を取りまとめています。

令和3年1月から進めてきた同施設の撤去工事の完了により、電気事業については、これまで実施してきた全ての事業が終了したことから、令和5年3月31日をもって廃止し残余財産は県に引継ぎましたが、RDF焼却・発電事業の収支は最終的に約62億円の累積赤字となりました。

今後は、ごみ処理行政に混乱を招くなど市町との信頼関係を大

きく損ねることとなった合意形成のプロセス、市町等に生じさせた重い財政負担や労力、それらを含めた事業の構築等の過程における課題、さらには情報開示のあり方、安全対策等、RDF焼却・発電事業の検証で得られた数々の反省と教訓を将来にわたり継承するための取組を的確に進められたい、と意見しています。特に、尊い人命が失われたRDF貯蔵槽爆発事故を風化させることなく、全ての事業において「安全」を最優先とした運営を進められたい、と意見しています。

# 令和4年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

## 概要説明

令和4年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る9月8日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、企業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

### 第1 審査の概要

知事から審査に付された令和4年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

### 第2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合しかつ正確であると認められ、資金不足は発生していないことを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書及び令和4年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。